令和６年度　第１回鈴鹿市地域ケア推進会議　議事概要

日時　令和６年６月 13 日（木）午後５時 00 分～６時 30 分
場所　鈴鹿市役所　本館 12 階　1203 会議室

出席委員：２１名
　藤原　芳朗（会長・議長）、藤田　浩弥（副会長）、辻川　真弓、林 竜一郎、
　岡田　圭二、吉田　ひとみ、菊山　佳昌、磯村　久美、長谷川　友子、
　寺田　隆、伊藤　健司、伊藤　壽一、吉村　貴、藤林　由紀、平川　凪沙、
　渥美　大輔、玉田　浩一、飯田　敦子、中条　裕、菅谷　信之、岸　俊子

事務局：１６名
　江藤　大輔（健康福祉部長）
　小林　佐織（健康福祉部次長兼社会福祉事務所長）
　中上　陽子（健康福祉部長寿社会課長）
　笠井　亨（健康福祉部長寿社会課管理グループリーダー）
　永田　健太郎（健康福祉部長寿社会課高齢者福祉グループリーダー）
　山中　尚美（健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室長）
　平野　映美（健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室）
　相良　大輝（健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室）
　服部　亨（健康福祉部健康福祉政策課長）
　清水　かづき（健康福祉部地域医療推進課長）
　古市　真弘（鈴鹿市基幹型地域包括支援センター長）
　野村　浩美（鈴鹿市基幹型地域包括支援センター）
　田中　真理子（鈴鹿市基幹型地域包括支援センター）
　菅井　北斗（鈴鹿市基幹型地域包括支援センター）
　田中　浩樹（鈴鹿市社会福祉協議会地域福祉課地域福祉グループリーダー・
　　第１層生活支援コーディネーター）
　佐藤　秀人（鈴鹿市社会福祉協議会地域福祉課権利擁護グループリーダー）

≪会議の概要≫
１　あいさつ
　健康福祉部長あいさつ

２　鈴鹿市地域ケア推進会議（鈴鹿市高齢者施策推進協議会）について

３　自己紹介（委員及び事務局）

４　会長、副会長の選任

５　議事
（１）　会議の公開について

【会長・議長（藤原）】
会議の公開について事務局より説明願います。

【事務局（山中）】
「会議の公開について」説明いたします。本会議におきましては、原則公開としております。本日の傍聴人は、１人です。議長に傍聴人の入室許可を求めます。

【会長・議長（藤原）】
入室を許可します。

【事務局（山中）】
では、傍聴人に入室していただきます。

【事務局（山中）】
引き続き、会議の公開について、事務局より御説明いたします。
本会議の開催につきましては、市広報、市ウェブサイトにおいて、事前に公表しております。会議録及び会議資料につきましても、市ウェブサイトにおいて公開してまいります。
なお、会議録を作成するため、録音をさせていただきたいと存じますが、この録音は、会議録作成にのみ使用し、会議録の作成が済みましたら消去いたしますので、御了承賜りますようお願いいたします。
また、委員の皆様には、発言の際に御名前をおっしゃってからお話しいただきますと、議事録作成の関係で、大変助かりますので、御協力をお願いします。
では、録音ボタンを押させていただきます。

・・・録音開始・・・

（２）　報告事項
①　第 10 次鈴鹿市高齢者福祉計画について
【会長・議長（藤原）】
それでは引き続き、議事の（２）報告事項について事務局より説明いただきますが、質問は後ほどまとめて伺います。では、事務局お願いします。

【事務局（山中）】
報告事項「①　第 10 次鈴鹿市高齢者福祉計画」については、長寿社会課　管

理グループリーダーの笠井から報告いたします。

【事務局（笠井）】
鈴鹿市高齢者福祉計画につきましては、鈴鹿亀山地区広域連合が策定いたします介護保険事業計画と整合を図るため、計画期間を３年としておりまして、前計画である第９次の計画が令和５年度で最終年度を迎えましたことから、令和６年度からの３年間を計画期間としております。
本日皆様に、第 10 次鈴鹿市高齢者福祉計画書を配付させていただきました。
計画書の 26 ページに、新しい施策の体系を示しております。
左側の基本理念は、前回の第９次計画の基本的な考え方をそのまま引き継がせていただいており、変更等はございません。
左から２つ目が基本目標となりますが、昨年度、認知症基本法が成立したことに伴いまして、新しく認知症施策の推進を目標の１つに挙げさせていただきまして、１地域包括ケア体制の充実から、７住まいを中心とした環境整備までの７つの基本施策のもと、各取組を行うこととしております。
鈴鹿市におきましては、2040 年度には、65 歳以上の高齢者人口が５万 8000 人、高齢化率の 35%に迫るという推計が出ております。
高齢者人口がますます増加する中で、医療や介護が必要になっても、高齢者の方が尊厳を持ち、住み慣れた地域の中で住まい、医療、介護、介護予防、生活支援など、必要な支援が切れ目なく受けることができるよう、今後も引き続き、地域包括ケアシステムの推進を図っていきたいと考えております。
今回、委員の皆様から 12 名の方が、高齢者福祉計画策定委員会に御参加いただいておりまして、策定委員会の中で、第 10 次計画の取組の進捗につきましても御意見をいただきながら進めていく予定としておりますので、よろしくお願いします。
説明につきましては、簡単でございますが、以上となります。

【会長・議長（藤原）】
次に「②　地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況」について事務局より説明願います。

【事務局（服部）】
それではお手元の資料３を御覧ください。
重層的支援体制整備事業では、行政支援機関が相談にこだわらず受けとめ、地域の関係者とも連携を図りながら、繋がり続ける支援体制を構築し、既存の相談支援や地域づくりの支援の取組を生かしながら、子ども、障がい、高齢者、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような、福祉の複合課題や狭間のニーズへの支援を取り組む、包括的な支援体制を目指しております。
具体的には属性を問わない相談支援、社会等との繋がりを回復するための、

本人のニーズ等を踏まえた、社会資源を活用した多様な支援を行う参加支援、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場所や居場所を整備する地域づくり支援、この３つの支援を一体的に実施していくということになっております。

このような、特定の窓口で相談しなければ解決するのが難しい福祉の課題に対応するため、今ある相談の仕組みなどを活用しながら、関係する部署や、支援機関、地域住民の皆様がお互いに支え合い、相談をする支援体制として、令和６年度から進めております。

その中で、新たな相談支援体制といたしまして、市役所本館２階、25 番窓口に、鈴鹿市社会福祉協議会のくらしサポートセンターの職員 10 名が常駐し、日頃の暮らしの中で困ったこと、悩んでいること、誰に相談したらいいかわからない福祉の困りごとなどの相談を受け付け、各制度の支援機関、地域につなげる支援などをする、包括的生活相談体制を強化しております。

このような、これまでの複雑化多様化する生活課題を抱える方や、制度の狭間での支援が届きにくかった方への的確な支援が行えるような仕組みを構築し進めておりますので、引き続き御協力をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

【会長・議長（藤原）】

引き続き、事務局より説明願います。

【事務局（山中）】

報告事項「③　身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理等」について報告いたします。

令和３年度に本協議会から市に提出された、「身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理」の意見書において、「実現のための取組」として、権利擁護体制の強化」、「身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインの作成」、「エンディングノートの活用や ACP の周知啓発等、終活支援の推進」が提案されております。

この３つの取組のそれぞれの進捗状況について報告いたします。

それではまず、「ア　権利擁護体制の強化」に関しまして、鈴鹿市社会福祉協議会権利擁護グループの佐藤グループリーダーから報告いたします。

【事務局（佐藤）】

資料４を御覧ください。

権利擁護体制の強化ということで、鈴鹿日常生活自立支援センター及び鈴鹿市後見サポートセンターみらいの状況を御報告いたします。

鈴鹿日常生活自立支援センターは、三重県社会福祉協議会より委託しております。
①に、過去４年間の利用実績を記載させていただきました。
令和５年度末に関しましては利用者数が 215 名。
この内訳としましては、認知症の利用者が 36 名、知的障害者 70 名、精神障害の方 94 名、その他 15 名で 215 名の利用者数となっております。
②の職員体制としましては、正規職員２名、嘱託職員２名、非常勤職員１名で対応しております。
生活支援員、非常勤 18 名とありますが、この方々は現役を退かれた平均年齢 70 歳の方々でございます。
元福祉職の方やボランティア経験のある方に、日頃の利用者様の支援をお願いしております。
続きまして、鈴鹿市後見サポートセンターみらいより、①相談実績といたしまして、令和５年度、新規相談 118 件、継続相談 132 件、法人後見を７件、実施しております。
７件の内訳としましては、後見累計が５名、補佐累計が２名、認知症高齢者の方が５名、知的障害の方が２名となっております。
②後見サポートセンター及び中核機関としての主な役割・業務では、運営委員会の開催年４回、権利擁護ネットワーク会議の開催、広報・啓発、終活の支援、市長申立て案件事務、情報、市民後見人の育成、地域ケア圏域会議・関係機関会議等への参画となっております。

【事務局（山中）】
次に、権利擁護体制の強化に関連しまして、日常生活自立支援事業や成年後見制度は利用を開始できるまでに一定の期間を要し、その空白期間が問題となっております。
制度に繋がるまでに課題があるため、その空白期間をどう支援するかということを検討するために、身元保証に関する研究会ということで、第１回目の会議を令和６年５月 17 日に開催いたしました。
その中で様々な御意見いただきましたので内容について報告をいたします。
資料５を御覧ください。
まず研究会のメンバーとしては、庁内の関係各課、社会福祉協議会、ケアマネジャーや医療機関のソーシャルワーカーなどが参画していただいております。
会議の中で出された意見を資料５の裏面にまとめてございますので御参照ください。
身元保証制度や体制の構築、対象者をどうとらえていくか、身寄りのない方

の生活環境の変化に対する対応、情報収集の難しさなどが意見として挙がっております。
　この研究会については、今後も継続して開催し、課題を共有し、検討していく予定をしております。

【事務局（山中）】
　次に、「イ　身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインの作成」について報告をいたします。
　身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインの作成に関しても、引き続き報告をさせていただきます。
　資料６を御覧ください。
　鈴鹿市「身寄りがない方の入・入所に関するガイドライン」（素案）という形で、お示しさせていただいております。
　このガイドラインについては、昨年 10 月 19 日に開催いたしました、令和５年度第２回、鈴鹿市地域ケア推進会議において、お示しをさせていただいたものから、会議の際にいただいた御指摘や不十分な点について、修正を加えております。
　修正箇所としましては、２ページの、身元保証人に求められる機能において、身元保証人がいない場合などということで入れさせていただいております。
　７ページの、死亡時の死亡届、遺体・遺品の引き取りにおいて、成年後見人の等のうち、成年後見人と保佐人及び補助人が行える手続きに関して修正をしております。
　続いて、今後、本ガイドラインの確定に向けて調整を行い、医療機関や介護施設の関係者の方々の現場における考え方を整理し、共通認識を持つことで、身元保証がない方が必要な医療や介護サービスを受けるために、御活用いただけるようまとめて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局（山中)】
　次に、「ウ　エンディングノートの活用や ACP の周知啓発等、終活支援の推進」について報告をいたします。
エンディングノートの活用の周知啓発につきまして、鈴鹿市社会福祉協議会、権利擁護グループの佐藤グループリーダーから報告いただきます、

【事務局（佐藤）】
　資料７を御覧ください。
　エンディングノートの活用と終活支援の推進について報告をさせていただき

ます。
　人生ノートの周知啓発報告ということで、鈴鹿版のエンディングノートとなります。
　講演会や各種福祉系のイベント、出前講座での終活の支援と、成年後見の制度の説明、その場で人生ノートも配布し、活用を促しております。
　その他といたしまして、地域包括支援センター８ヶ所にも、常時 50 冊を設置、地域包括支援センターだよりにて、令和６年１月 20 日号にて周知。
　地域包括支援センター、基幹型地域包括支援センター、地区市民センター、社会福祉センター窓口にて、令和５年度は約 1000 部を配布し、周知啓発に努めております。

【事務局（山中）】
　次に、「ACP の周知啓発」につきまして、地域医療推進課、清水課長から報告いたします。

【事務局（清水）】
　ACP は、アドバンスケアプランニングの略で、通称人生会議と呼ばれるものです。人生の最終段階における利用などについて、家族や医療介護関係者との話し合い、事前にその方の意思を確認するプロセスのことです。
　現在の取り組みにつきましては、鈴鹿市医師会様を中心に、ACP 委員会で検討を行っているところでございます。
　昨年は年３回委員会をしておりまして、勉強会を１回させていただいております。
　今後につきましては、ACP のマニュアルを作成し、医療・介護の専門職員の普及啓発を図るとともに、市民啓発にも取り組んでいく予定です。

【事務局（山中）】
　報告事項③は以上です。
　続きまして、報告事項「④　第一層協議体会議及び第二層協議体会議の実績」につきまして、社会福祉協議会第一層生活支援コーディネーターの田中グループリーダーからお願いいたします。

【事務局（田中）】
　資料８を御覧ください。
　この協議体会議につきましては、生活支援体制整備事業の流れで、第２層、第１層という形で、２層構造で会議を持たせていただいておりまして、現在市

の圏域ごとに分かれて生活支援コーディネーターが４名、市全域をカバーする第１層という形で私が１名配属となっておりまして、それぞれの課題、役割の情報共有、各地区のニーズの把握や、情報、社会資源の開発に向けた協議検討を重ねているというような形となっております。

１枚目の実績報告書を見ていただきますと、それぞれ圏域ごとに分かれまして、第２層協議体会議を各地区２回、それと第一層協議体会議ということで１回、年 15 回開催をさせていただきました。

昨年度はテーマを設け、それぞれの地域での特色というところで、まちづくり協議会が発足して４、５年経っている地域もあり、今後地域計画が大きく変わってくるということもありまして、その取組状況や、今後の方向性をそれぞれが共有をしていただきました。

その中から１つ、大きな課題をピックアップということで、第一層協議体の中では小地域福祉活動を支える担い手の確保というようなテーマがふさわしいのではないかなという御意見をいただきましたので、３月に開催をさせていただいたところです。

第２層協議体会議の意見を見ていただきますと、担い手不足のほか、まちづくり協議会の取組が４、５年進む中でも、活動の認知度が低いというようなことでございました。

予算の関係で、なかなか住宅支援対策財源が確保できないというような問題を新たに把握できましたので、第１層協議体会議の中で会議を重ねながら、解決に向けた取組を進めていきたいと考えております。

第１層協議体会議の報告では、担い手の確保に向けた意見交換をしていただきましたが、社会福祉協議会といたしましても、第一層コーディネーターとしましても、講座開設に向けた働きかけをしていきますとともに、この中で下側から２つ目、まちづくり協議会の福祉部の活動が進む中で、それぞれの情報共有がなかなかできていないという声も多数いただいておりますので、今年度につきましては、年数回設けて、横の繋がりをしっかりとつくっていきたいというふうに考えております。

【事務局（山中）】

議事（２）報告事項については以上でございます。議長、お願いいたします。

【会長・議長（藤原）】

ありがとうございました。

いくつか報告をいただきました内容については、後程まとめて御意見を頂戴したいと思います。

先に、協議事項（３）に参りたいと思います。
「①　高齢者のごみ出しの課題」について、よろしくお願いします。

【事務局（山中）】
高齢者のごみ出しの課題についてでございますが、前年度に議題として上げていただきまして、委員の皆様には様々な御意見を頂戴し、検討していただきましたが、令和６年度についても、継続審議ということで、御意見を頂戴できればと存じます。
まず、前回会議までの高齢者のごみ出し問題の要点について、報告を申し上げます。
資料９を御覧ください。
「前回会議までの高齢者のごみ出し問題の要点及び近隣市町の取組状況について」としてまとめております。
課題といたしましては、高齢になり、体力や認知機能の低下に伴い、生活行為全般に支障を来たすようになることもあり、自力でごみの分別や廃棄ができなくなることや、複合的な課題のある世帯について、適切なごみの廃棄ができず、いわゆるごみ屋敷となる事例もあること、地域の支え合い活動やボランティアによるごみ出し支援については、地域ごとに取組内容が異なることや、すべての地域で実施されてない現状があり、担い手不足も課題の１つとなっていること、ヘルパーのごみ出しについては、収集時間の制限やヘルパーは各利用者への訪問を、続けて行うことが多く、原則、ごみの持ち帰りが禁止であるため、問題があることなどが挙がりました。
この課題を踏まえて、前回の会議では、ごみの回収方法について、ルールを柔軟にできないか、地域の支え合いの中で回収できるような仕組みがあると良い、その他、ごみが出しにくい環境に対してどうサポートするかという視点が大事というような御意見が出されました。
続きまして、近隣市町の取組状況については、鈴鹿市基幹型地域包括支援センターの古市センター長から報告いただきます。

【事務局（古市）】
引き続きまして、資料９の裏面を御覧ください。
近隣市町の取組状況を、少し簡単にまとめさせていただいております。
津市は、令和６年４月からごみ出し困難者に対する戸別収集という形で実施をしていただいております。
対象者は、要介護３から５までの認定を受けている方、障がいのある方などを対象としているところでございますが、市民の声を反映して、８月１日から

ヘルパーを利用していない方等、対象条件を拡大するようなことを発表されております。
４月末現在、21 世帯の方々に対して支援を行っているようです。
その他、戸別収集に関しましては、桑名市が平成 22 年から、伊勢市が平成 18 年から、また南の方では、尾鷲市、美浜町においてもごみ出し困難者の方々に対して戸別収集といった取組を行っているということでございます。
また、四日市市は令和３年から介護従事者の方々が、収集時間を問わずごみ出しができるように、地区市民センターに回収ボックスを設置する取組を行っていただいております。
現在、市内 29 事業所様が登録いただき、御利用いただいている状況です。
また、亀山市では、平成 15 年から粗大ごみの訪問収集を無料で実施しているようでございます。
このように、近隣市町では、高齢者の方や、障がいのある方等を対象としたごみ出し支援を実施していただいている状況でございます。
本市におきましても、ごみ出しの課題解決に向けまして、委員の皆様から御意見いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局（山中）】
事務局からの説明については以上になります。
議長よろしくお願いいたします。

【会長・議長（藤原）】
他市町の動向に踏み込んで、御説明をいただきました。
ごみ出しの問題について、委員の皆さんから御意見を賜りたいと思いますが、現在の鈴鹿市の取組状況をまず聞かせていただきたい。

【事務局（中上）】
事務局で分かる範囲で説明させていただきますが、現在、粗大ごみは電話での申込みで、玄関先まで戸別収集に伺うことはしておりますが、介護度等に関係なく、有料となっております。
それ以外は、午前８時までに決められた集積所に、それぞれの御家庭でごみ出しをしていただくシステムになっています。

【会長・議長（藤原）】
高齢者関係、或いは障がい者団体等に関連する委員の方も、それぞれ御意見お持ちだと思いますので、どなたでも結構ですからどうぞ。

【委員（飯田）】
この資料を見て、いろんな市町でこんなに色々なサービスをされていることに対し、すごいと感じた。調べていただいてありがとうございます。
ヘルパーをしながら、なかなかこれだけ調べられないので、鈴鹿市もこういうふうなことがあると良いと思う。
ヘルパーは人材不足のため、ケアマネジャーから、朝のごみ出しの依頼があっても、どこの事業所もお断りを重ねている状況。
戸別収集が良いと思う。津市が８月から対象者を拡大して、ヘルパーを利用していないお宅でも戸別収集利用できることは素敵だと思いました。
自分自身も老後、独居になった時に、鈴鹿市にもこういったサービスがあると良いと思いました。

【副会長（藤田）】
各市町の取組を見ると、結構踏み込んで、役場の職員が戸別収集に関わっているというのは結構あります。
実際、鈴鹿として今後対応できそうなものが具体的にあるのか、今後検討できそうなものがあれば、少し教えていただきたいです。

【事務局（小林）】
鈴鹿市の場合、市の職員が収集というのは現在しておりません。
委託業者が、各集積所を回って収集しているというのが現状でございます。
以前から、こういった課題は聞かれておりますので、私どもの方から今回この調べた結果を環境部の方とも情報共有し、何かしら皆様にお伝えできることが出てくるように努力したいと思っております。

【委員（伊藤壽一）】
以前、自治会長している時に、やったことを参考に伝えたい。
隣護班（りんごはん）をつくり、自分の向こう３軒両隣、障害あるなしに関わらず、高齢者がいる家庭など、火事や泥棒等、何かがあった時に、周りの人が気をつけて、連絡を取り合うというようなことをしたことがあります。
もちろん役所の方がするのがいいかもしれませんけど、こういう姿勢もつくるといいかなと思ったりもします。
留守の時や、いろんなことが起こった場合に、その方の親族等に連絡を取りたくても、個人情報の問題から教えてくれませんので、連絡を取るために、書いていただいたものを封筒に入れて、何かあったらそれを開けて連絡を取るということをしたことがあるのですが、そういうふうなことも、できるのではないかなというような気がしております。

とにかく今、近隣がなかなか繋がらず、守り合いをすることが少なくなってきておりますので、そういう取組を増やしていくことが大事ではないかなと。思っております。

【会長・議長（藤原）】
大変貴重な意見ありがとうございます。

【委員（渥美）】
私の事業所の案件ですが、デイサービスに通っている御利用者様で、認知症が進んできたのか、ごみの分別ができなくで、ぐちゃぐちゃのごみを捨てるので困っていると相談が近隣住民からありました。
どこに相談をして解決をしていけばいいのかっていうのも、やはり見える化していくと良いと思います。
そういったものがあれば、私もその電話を受けた時に、まずは鈴鹿市のここの部署に連絡してくださいとか、できるかと思うのですけども、結局ケアマネジャーさんなのかなど、たらいまわしになってしまう。
瞬時に対応ができないのかなと感じます。

【会長・議長（藤原）】
はい、ほかにありますか。
玉田さん何か御意見ございませんか。
【委員（玉田）】
私の地域密着型サービス協議会はグループホームの団体ですので、ごみの問題に関しましては、入居者の方は法的には、在宅扱いになっています。
施設に入所されて、24 時間介護させていただいている中で出るごみは全部事業所系のごみで、有料で、事業所側が負担することになっているのですが、この辺の問題は別の問題としまして、今、お話が出ているごみ出しの問題は、ちょっと私どもは関係がないのかなと思っております。

【会長・議長（藤原）】
ありがとうございました。
その他、なんでも結構ですが、御意見ございますか。

【委員（飯田）】
この資料の四日市市の例なのですが、四日市市方面にも訪問介護サービスのために行きますので、実際にこの福祉のごみステーションを活用したことがあ

ります。
　この時に、やっぱり問題になったのが、ヘルパーさんはマイカーで各お宅を回っていますので、便や尿の入ったごみ袋を車内に載せるのはやっぱり抵抗がありまして、事業所で社用車を用意できるといいのですが、ほとんどのヘルパーがマイカーで回っていますので、運ぶ車両がないということで、この四日市のごみステーションは、鈴鹿市では進めて欲しくないと私は思いました。

【会長・議長（藤原）】
　市民の方から、代表で出ておられる方、何か御意見ございますか。
　菅谷さん、岸さん、よろしいでしょうか。

【委員（岸）】
　私もよく考えるのですが、本当に難しいと思います。
　私の住む地域は、大体 100 軒の家があり、２ヶ所のごみ集積所がありますが、昨年の秋から今年の春ぐらいにかけて、その場所が増えるという通知が市役所から来たことがあったような気がします。
　５ヶ所ぐらいに増えるというようなことを総代が言っていた覚えがあり、そうなるとちょっとごみ出しがしやすいのかなと思うことと、老人クラブの会長さんが言われていた隣護班（りんごはん）のようなシステムを復活させたらいいのかなと、皆さんのお話聞きながら思ったところです。

【会長・議長（藤原）】
　戸別収集ができるのか、対象者の条件をどうするのか等、具体的に決まらなければ前に進まないですね。

【委員（寺田）】
　今、地域づくり 28 地区の中で、13 地区で支え合い活動が立ち上がっていると認識をしておりますが、各地区で、ごみ出しを困っている方へお手伝いする所が存在するのでしょうか。
　これは社協の方に聞いたほうがいいでしょうか。

【委員（岸）】
　ちなみに、ごみ出し１回 100 円と規約はあるのですが、現在利用される人がいません。

【事務局（田中）】

生活支援コーディネーターして、把握をさせていただいております。
寺田委員の発言のとおり、28 地区の中で、13 地区が暮らし任せて支援事業の取り組みを始めていただいており、ごみ出しについては 12 地区が可能としております。
ごみ出しの利用者があるなしに関わらず、支援ができる体制が地域の中に根づくように、案を出し合いながら体制を整えるという所を広げている段階でございます。
実際、ごみ出しをしていただいている地区も多くございますし、サービスの体制はあるものの、利用される方がいないというような地区もあります。
先ほど老人会の方からお話があったように、各地域でご近所さんも含めて、そういう助けをしていくのも１つかというふうに思います。
戸別収集は当然、予算的な問題もあるでしょうし、まず、全 28 地区に支え合い活動を広げていただき、各地域で検討していただいたうえで、支援をしていくという姿勢も１つかなというふうに思います。

【委員（長谷川)】
支え合い活動を今年度から始めようとしている地区もございまして、地区によってサービスも様々ですが、民生委員さんも福祉部に入っていただいている中で、やはりごみ出しが一番困っているし、支え合いもやりやすいかなということもありまして、今まさに進めている地区もあるところでございます。
ごみが捨てられないということは本当に大変なことで、ゴミ屋敷の問題に、想像を絶するような所に出くわすことも社協としてありますので、そうならないために、やはり考えていかなければならないと思っております。
戸別収集ができると本当に助かりはしますが、それができるといいなと思いながら、支え合い活動の方も進めていきたいと思っております。

【会長・議長（藤原)】
地域福祉の観点から、それはとても大切な部分ですから、やっぱり戸別収集考えないといけない。
支え合いと両面でやっていったらいいと思います。
理想としては、皆さんでお互い協力し合って、地域ビジョン推進という大前提のもと、おやりになったらいいと思いますが、「隣は何をする人ぞ」という様子もあるため、２つの政策を同時にやっていったらいいと思います。

【事務局（中上）】
御意見ありがとうございます。
地域づくり協議会毎に進めていただいている、支え合い活動等におけるごみ出しですが、対象者は少し支援が必要な方、少しの支援があれば、日常生活を続けるっていう方や、まちづくり協議会では、要支援１、２の方、または要支援に相当する事業対象者の方とされています。

要介護１以上になると、まちづくり協議会さんの対象からは外れてくるというようなこともありますので、藤原会長がおっしゃった二側面で進めていくというのは、そういうところの線引きがあるので、御意見をいただいたっていうことなのかなというふうに思いましたので、申し添えさせていただきます。

【会長・議長（藤原）】
このごみ出しにつきましては、大体、意見いただいたと思いますので、事務局の方で具体的にまとめていただくということですね。
また、市の方へ意見書を提出していこうと思いますが、いかがでしょうか。
御発言されてない方はよろしいでしょうか。ぜひ皆さん、どうぞ。

【委員（吉村）】
認知症でごみの分別ができない、ごみを集積所まで持っていけないという２種類に分かれるのかどうか分かりませんが、先程、伊藤委員が言われたように、地域でそういう方を把握して、個別の支援や、近隣の方の協力など、近所同士で支え合えるようなことを考えていくのがいいのではないかと感じました。
地域でどのぐらいの支援が必要な方がいるのか、対応しきれないほどいるのか、御近所同士で何とか協力できる範囲なのか、その辺はちょっと私も分かりません。

【会長・議長（藤原）】
ほかに御意見がなければ、ごみ出しの課題については一旦終了します。
では次に、協議事項の２つ目、地域ケア圏域会議の実績について、事務局より説明をお願いします。

【事務局（山中）】
地域ケア圏域会議の実績については、鈴鹿市基幹型地域包括支援センターの古市センター長から報告いたします。

【事務局（古市）】
資料 10 を御覧ください。
昨年、令和５年度に各圏域の地域包括支援センターが主催した、地域ケア圏域会議の開催内容となっております。
圏域会議につきましては、地域包括支援センターが支援困難な高齢者の事例について、課題整理をしたものを圏域全体の課題としてとらえ、地域住民や行政、関係機関の方々を交えて、解決に向けた意見交換を行う会議となっており

ます。
　昨年度につきましては、災害発生時に災害時要援護者と呼ばれる高齢者の方、障がい者の方等への支援でありますとか、避難してからの生活支援や、自治会単位で避難計画の作成が必要ではないかといったこと等、災害をテーマとした会議が開催されております。
　また、認知症の高齢者が地域で生活をするうえで、１人歩きをしてしまう方に対する支援の方法や、生活圏域で参加できるサロン、集いの場が少ないこと、高齢者の交通手段、移送システムのあり方、地域住民の方が、虐待を受けている高齢者を発見した際の通報や連携手段など、認知症高齢者の方を取り巻く課題をテーマとして、それぞれ会議を開催していただいております。
　鈴鹿市におきましても、様々な認知症施策が取り組まれているところでございますが、地域に目を落としますと、まだまだこういった多くの事例や課題がある現状となっております。
　これらの圏域課題につきましては、御覧いただきまして、委員の皆様から何か御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局（山中）】
　地域ケア圏域会議の実績について報告をさせていただきました。
　今年度、検討する課題があれば、取り上げていただきたいと思うのですが、議長いかがいたしましょうか。

【会長・議長（藤原）】
　はい。ありがとうございます。
　圏域テーマのまとめは、最後に入れておりますね。
　災害時要援護者への対応問題、高齢者の自動車運転免許返納や虐待の問題、なかなか一朝一夕には解決できない問題ばかりですけども、この中で、今年度取り上げていかなければならないものについて、御意見ありましたら、次回以降の会議の議題とさせていただこうと思いますが、委員の方で御意見ございますか。

【委員（玉田）】
　テーマ以外のところで、１つ加えていただきたい点がございます。
　今年度末に、紙ベースの保険証がマイナンバーカードに一元化されるというところで、認知症の方のマイナンバーカードの取得について、行政からどのように指導していただけるのか。
　また、今後マイナンバーカードを事業所が管理するのか、家族が管理するの

かについて、運営推進会議の中で、家族の方からそういう質問が多く出たということが挙がっております。
　ですので、今年度のテーマの１つとして、認知症の方と保険証について、もう少し分かりやすく、何か指導していただけるとありがたいと思っております。

【会長・議長（藤原）】
　はい、それぞれの番号入力とかね、大変難しい問題がありますが、この辺はどうですか。

【副会長（藤田）】
　これはですね、私たちも悩んでいるところで、実際のところ、個人情報の問題があるので、施設が管理することは、かなり難しいのかと思います。
　ただ、実際、自分たちが施設に確認した時も、やはりカードは家族が管理していない。
　そうなると、全然確認ができないという状況になってしまいかねない。
　意見としては、保険証を残すということが一番だと思いますが、今後、国がどうするのかを示してもらいたい。

【会長・議長（藤原）】
　なるほど。
　全部で 10 個ぐらいのテーマになりました。
　今おっしゃったマイナンバーカードと暗証番号との関連とかいろいろ、これも結構だと思いますが、異議はございますか。

【委員（寺田）】
　いつ来るかという南海トラフですが、やはり一番初めに第一包括で実施している災害時の自主避難が難しい世帯への支援、避難所内での支援について、認知症の方はどうするのかと思う。
　要援護者台帳登録者が約１万、これに要介護者や、認知症の方を入れると１万 6,100 人など、個別避難計画は大きく変わっていくのかなという気はしております。
　なので、災害時に個人で避難できない方への取り組みということも、大きなテーマなのかというふうに思います。

【会長・議長（藤原）】
　はい。ありがとうございました。
　今、御意見出ました、災害時に自力で避難できない方への対応の問題と、マイナンバーカード、この２つを取り上げるということでよろしいですか。

ほかに御意見ございますか。

・・・異議なし・・・

【会長・議長（藤原）】
はい。ありがとうございました。
それでは次回以降、この２つについて、テーマとして考えていただきますが、事務局さん、何か御意見ありますか。

【事務局（中上）】
災害時要援護者台帳の要援護者への避難先での対応と、保険証がマイナンバーカードに切り替わる時の今後の扱いということでよろしいですか。
次回、そのように準備させていただきます。
それから少し戻りますが、今日議論いただいたごみ出しの問題については、地域での支え合いの活動と、戸別収集も含めた検討をするというような御意見をいただきましたが、これは意見書としてまとめるということでよろしいですか。
では、意見書としてまとめさせていただいたものを提出いただくということで、事務局の方で準備させていただきます。
提出時期は８月と考えておりますが、よろしいでしょうか。

・・・異議なし・・・

【事務局（中上）】
ありがとうございます。

【会長・議長（藤原）】
すべての議事が終了しましたので、事務局に会議の進行をお返ししたいと思います。

・・・議事終了・・・